

(2) 造船設備能力表(造船法許可設備)

令和5年3月31日現在

能力・区分 県(管轄支局・事務所)	許可造船所	500 G/T未満		500～ 3,000 G/T未満		3,000～ 5,000 G/T未満		5,000～ 30,000 G/T未満		30,000～ 100,000 G/T未満		100,000～ 150,000 G/T未満		150,000 G/T～		合 計	
		建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備	建造 設備	修繕 設備
愛 知 県 (本 局)	1									1					1	1	1
静 岡 県	7	2	2	2	10	1		2	1							7	13
(静 岡 運 輸 支 局)	4			2	9	1		2	1							5	10
(下 田 海 事 事 務 所)	3	2	2		1											2	3
三 重 県	8			4	5		1							1	1	5	7
(三 重 運 輸 支 局)	3			3										1	1	4	1
(鳥 羽 海 事 事 務 所)	5			1	5		1									1	6
福 井 県 (福 井 運 輸 支 局)																	
管 内 計	16	2	2	6	15	1	1	2	1	1				1	2	13	21

- 注 (1) 「設備」とは総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を造修することができるドック又は引揚船台。
 (2) 静岡県のうち静岡運輸支局の管轄は沼津市以西、下田海事事務所の管轄は伊豆市以东。
 (3) 三重県のうち三重運輸支局の管轄は松坂市以北、鳥羽海事事務所の管轄は明和町以南。